

第十回 参議院通商産業委員会會議錄第十七号

昭和二十六年三月二十三日(金曜日)午後二時十二分開会

本日の會議に付した事件

○通商及び産業一般に関する調査の件
(臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案に関する件)

(事業者団体法に関する件)

○輸出品取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○熱管理法案(衆議院送付)

○理事(廣瀬興兵衛君) 只今より委員會を開きます。

本日は通商及び産業一般に関する調査の一環として、臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案について、立案者たる経済安定本部より説明を聴取し、更に事業者団体法について研究することになっております。この二法律は産業との関連が極めて密接であり、その制定又は改正に際して、以前には当委員會の前身たる鉱工業又は商業委員會が関与して参つたのであります。が、経済安定委員會が生れたため、現在ではその主管が安定委員會に移つておるのであります。従つて、現在の臨時物資需給調整法の一部改正が安定委員會において審議されておる際、本来ならば連合委員會を申入れる必要があるかと存するのであります。が、當委員會としては、一應別個に本法案の内

容を聴取して見ようということになつておるのであります。事業者団体法については、前からこれが研究を考へておりましたが、最近では吉田首相も戦後の法律の中で我が国の事情に不適当なものとの議論を待たずして改廃する意向ありと申されたように新聞が報道しておる際でもあり、事業者団体法も一応再検討の時期に相成つたように考へますので、本日は特に閣下、閣東商工業の経済団体の当事者に参考人として御出席を願ひ、事業者団体法に関する御意見を伺うと共に、その改正の是非について論議の機会を持とうとした次第であります。参考人のかたへは、御多忙のところ本委員會のために特に御出席下さいまして有難うございしました。委員會を代表して厚く御礼を申し上げます。

それでは先ず事業者団体法に關し参考人の諸君の御意見を伺うことにいたします。

先ず関西経済連合会の常任理事の工藤さんからお話を願ひます。

○参考人(工藤友重君) 事業者団体法に關しまして考へるところを述べようというお話でございますが、実を申しますと、事業者団体法といふのは初めから経済界におきまして無理な法律であるといふことが言われておるのであります。従つて細部に亘つてのいろいろ研究等は、むしろ当然にこれは早く何とかしてやらねばならぬやうな感じがして、すでに数回私ども意見を述べたことがございまして、事新らしく申上げるほどのこ

ともないというように存するのであります。が、一應私どもの考へておりますことを申し述べて、一つ国会のほうの善処をお願いしたい、こう思うのであります。

事業者団体法そのものを考へてみますと、戦後日本経済の民主的再編のために制定された独占禁止法の補充的立法の性質でございまして、これは戦時経済統制機構の戦後にそのまゝ継続した民間統制団体を徹底的に除去するためでございまして、これを一面に申しますと、政府による完全な統制戦後の経済処理のためにするといふ目的が一面あつたといふことは、争われないと思つてあります。その結果、我が国に現在ござい

ており、或いは来つたある現在におきまして、事業者団体法のこのまゝの存続は、企業の自主的な活動、業界の安定、輸出入貿易の確保のために、非常な手枷、足枷になつておるのではないかと存するのであります。今簡単に各主要条文について私どもの考へを申上げたいと思ひます。

先ず第一に、第二条は定義でございしますが、余りに広汎過ぎまして、本来事業者団体でないものまでも含んでおるのでありますから、少くも会社その他の共同企業のごときものは取りあへず除外する必要があると思つてあります。第四条の規定は事業者団体の許容活動事項でございしますが、これは第五条の禁止規定があれば足りることでございます。本来本質的に自由であるべきものにこれとこれだけを許すという規定自身があることにおいて、少くとも今日の社会におきましては無意味ではないかと思つてございしますから、これは全部削除するを適當と信じます。

第三に申上げたいのは、第五条の禁止事項で、これがまあ本事業者団体法の生命と申します。根幹であると思ひますが、これについて二、三申上げたと思つております。

第一項につきましては、第一号乃至第四号は、獨禁法第四條、第五條及び第六條と實質的に重複しますから、これは全文削除するのが適當と考へるものであります。勿論私ども法律は余り存じませんが、法律上としましては、

恐らく法の對象が違ふといふような議論があるのでございしますけれども、そういうことは末の議論でございまして、本来獨禁法で若し必要ならば処理できる問題と考へるのでございまして、これは削除するほうが適當と考へます。併しこれは私どもとしましては、事業者団体法といふものを一刻も早く改正する必要があるといふことからして、その目的に副うために、例へば物調法の第一條第一項及び第三條の二の適當な改正によつて、第一号乃至第四号の適用除外と同様な目的が達せられるかと存するのでございします。その次に第五号でございしますが、第五号は、原材料の不足等によつて過剰設備の生じた場合、新規事業者の濫出を防止することが必要とすることはもう目に見えておりますから削除すべきであると思つてあります。と申しますのは、御承知の通り例を申上げますれば、例へば非常な機屋のごときでございますが、今日例の機屋のごときでございますが、そういうような機屋さんのごとき、非常に機の数に盛んに、世に言われる鶏が一戸鳴くことに卵が一つ殖えるといふふうな殖えておりますが、これに對して原糸の供給が果してできるかどうかといふことはわかり切つた話でございまして、無用な競争になると思つてあります。こういうことに對しまして、新規事業者も、或いは旧來の事業者でもむやみなことをしないために、これに對して、何らか

の措置が必要となるかと思ふのでござい
ます。特にこの第五号は削除す
べきものではないかと存するのでござ
います。暫定措置といたしましては、
物調法第一条第一項第三号にも書いて
ございまして、これを適当に改正
することによつて目的を取りあはず違
し得るものと存するのであります。第
六号は優秀業者や優良製品業者の推薦
を禁止することは、経済界の発展、
生産技術の向上を阻害するものでござ
いまして、故意又は意識して事業の内
容、経営等を誤り伝えることを禁止する
ということは必要でございまして、
その他のことはこれを削除すべきだと思
ふのであります。第七号及び第八号
につきましても、自主的節制を阻害す
るが故に不適当だと存じます。特に第
七号中の助言までも禁止してあること
は非常識だと我々は考へるのでござい
ます。当面の対策としましては、この
事業者団体法そのものに手が着かんの
であれば、物調法第一条及び第三条の
二を改正することによつて適用を除外
することが適当かと存じます。第九号
は、事業者団体の経費節減、経理運用の
ため認められるべきでございまして、
これを禁止することは不適当であるか
ら削除すべきだと考へます。但し株式
につきましても、一定の制限、例えば
保有限度の制限等を認めてもよいかと
存じます。第十号及び第十一号は生産
技術向上を阻害するものであつて、共
同研究所及び特許発明等の共同利用の
斡旋までも禁止することは行過ぎであ
つて、これは削除すべきものだと思ひま
す。第十二号は削除すべきだと思ひま
す。例へば滞貨を生じて来ましたが、
際には、融資措置によりダンピングを

防ぐ必要がございまして、即ち一般に
基礎強固と言へない我が国の経済の不
測の破綻を起させないためには、融資
斡旋はむしろ進んで進めるべきではな
いかと思ふのであります。第十三号は
独禁法第五条と重複する上に、自発的
に業者が行うこれらの行為を禁止する
ことは行過ぎであります。第十四号
は、現在の状況においては、海外に出
張所等を開設することは、経費その他
の面で容易なこととなく、特に中小企
業についてそうだと思ふのであります
が、業者が共同で出張所を設け、代理
契約をすることとまで禁止する必要はな
く、従つて削除するか又は別個にアメ
リカにおけるような輸出組合法等を設
けて適用を除外する必要があると思ひ
ます。

第十五号において、自発的に必要と
する資金までも禁止する必要はないと
思ひます。従つて削除いたしてはどう
かと思ひます。第十六号につきまし
て、構成事業者間の紛争は不公平でな
く、不当な圧迫又は強制解決が加えら
れるのでなければ、事業者団体におい
て仲裁することは好ましいことであつ
て、禁止する必要はないと思ひます。
すべてを裁判に待つというがござい
ます。我が国の裁判の現実に反して、全
く意外とされることとあります。従
つてこれは削除する必要があると存じ
ます。第十七号中「不当」というのは
不法の意味と思ひますが、これは立法又
は政府の政策に影響を与えることが禁
止されるのは自明のことであつて、本
法中に改まつて規定する必要はないの
じやないかと思ふのであります。第十
八号について、入札に参加して不当な
影響を与えたり、不当に入札を規制す
ることは禁止すべきでございまして、
一般的に参加までも禁止する必要はな
いと思ひます。従つてこれは改正を要
すると思ひます。

第三項、第四項、第五項は第一項第
十号の削除に伴つて当然削除を必要
とすると思ひます。第六号以下につ
きましては私どもとしましては、衆議院
におきましてこの問題をお取扱いにな
つております経済安定委員会の多田
小委員長が試案を出しております。そ
れに私どもとしては同意すべきだと思
ひます。こうやつて見ますとみんな殆
んどそれならば全部なくしてしまへば
よいと思ひますが、その通りであり
まして、私どもは本来この法律は全部
廃止されるのが適当ではないかと思ひ
ますが、併し初めからこれは無用であ
るとか、当時の立法が間違つたといふ
ことを私どもは申上げておるのではな
くて、当時として私どもとしては不適
当だと思ひましたけれども、いろいろ
な事情がございまして、あつたなら
ば、今日の事情からするならば先ほど
委員長からお話がございましたが、総
理大臣の御演説にもあるやうでありま
すから、これは今日の日本の事情に適
しないものとして廃止等の処置が適当
ではないかと思ふのであります。なお
私が以上述べました事業者団体法を改
正するといふことは、実は一面にこれ
に即応するやうに、独占禁止法につ
いて再検討を要するのじやないかと思
ふのであります。と申しますのは、独禁
法その他につきまして、地方の、私
どもがいろいろの土地に参りまして、地
方の割合に小さい事業者などにも聞き
ますと、やはりまじめな、そうして一
生懸命に表立つたと申しますか、この

筋道の通つた仕事をしてゐる人たちが
が、やはりこの関係の独禁法のために
非常に苦勞していることを聞くのであ
ります。それにつけましては独禁法自
身についても再検討をなすべきと思
ふのであります。

以上簡単であります。私どもが考
えております点を申上げた次第であり
ます。

〔理事 廣瀬興兵衛君退席、委員長
着席〕

○委員長 深川榮左門君 次に仲矢
さんどうぞ。

○参考人 仲矢虎夫君 先ず物調法の
改正案を先に申上げたいと思ひます
が、これは預きました提案理由、その
他を拝見いたしました。物調法の有効
期間を一年延長する、第二は物資需給
調整協議会を設け、第三に統
制に関するいろいろな増末と申しま
す。余分的な主務大臣の権限を縮小
するといふのが、大体三つの点が骨子
になつておるやうに拝見しますが、こ
れはいずれも時節柄大体適宜の処置と考
へる次第であります。特にこの第二條の
物資需給調整協議会の設置は従来の統
制がとかく官僚独善と申しますか、産
業界の実情を無視した嫌ひがありま
したので、業界の実情に精通した生産
者、或いは物によりましては消費者の
意見が十分反映されるやうな組織を作
る意味で非常に結構なことだと考へる
次第であります。もと／＼この物調法
がたしか昭和二十一年だつたと記憶し
たしますが、第九十議會で成立いたし
ました際には、第二條に民主的に組織
された産業団体に対しては主務大臣の
指定によつて資料の割当を政府に代つ
て行う権限を与えることができるとい

か、或いは失敗せざるを得なかつたかと言いますと、その原因はいろ／＼な事情が挙げられると思いますが、最も大きな原因は産業界の実情に通じない一般行政官吏が産業統制という一般行政とは性質を異にした知識と経験を要する仕事、これをやつたからであります。而も他方においてそういうことをやりながら、産業界の実情を行政面に産業統制というそういう行政面に反映させるような、生きた、有機的な組織を持たなかつたというよりは、むしろ官僚が意識的にそういう組織を作ることとを無視して来たという点に結局現実から遊離したいいわゆる官僚統制、或いは官僚独裁という弊害に陥つたためであると思ふのであります。この意味におきまして、このたびの物調法の改正に際しまして不十分であります、物資需給調整協議会というものを設けまして、そこで調整の基本方針、或いは一般的事項を審議することになることと考へる次第であります。ただ産業界といふは、誠に時宜に適した措置であると考えたしまして、遺憾に堪えないと思ひますことは、物調法が最初に成立いたしましたときにおいて、最初に申し上げます第二条の規定にあつたような、民間産業団体の自主統制が認められなかつたといふことでもあります。国際情勢の進展に伴ひまして、物資の種類によつてこれは全般的に必ずしも統制が強化される必要もなければ、又その見通しもないと思ふのであります。ただ、物によりましては或いは配給統制或いは消費割当といったようなものをするかと思ふのであります、それをそういう場合に実情にマッチしたような統制

を行つたためには工場、或いは鉱山等の現場事情に關する詳細な知識と、それから正確な判斷を必要といたしますが、それは現実企業を經營しておる經營者でなければできないことでありまして、事務机に坐つておるところの官吏には到底できない仕事であります。これはそういった面から言ひましても、勿論官吏の才能が低いということとを私は申しておるのではなくして、もと／＼官吏の担当しておる仕事が出来ないところから來るところの一つの制約であります。勿論こうは申したからと言ひまして、私どもは統制が完全に民間の自治に移管さるべきであるというふうなむちやなことを主張するものではないのでありまして、例えばここに岡村さんがおいででございます。が、鉄鋼を例にとつて申しますと、鉄鋼をどの産業部門にどれだけ割當てるかという、産業部門別の割當といつたようなものは、これは勿論政府の決定すべきことでありまして、鉄鋼業者が決定すべきことではないのであります。實際又鉄鋼業者の中で誰一人としてそういうことを主張した人もなければ、又現在においてもそういう主張をしてゐる人もないのであります。ただ産業界が要求しておることは、この産業部門別の割當を鉄鋼なり、石炭なりというふうな資材の産業部門別の割當をきめる場合に、事情に精通した生産者、或いは消費者の意見が十分反映されるような組織を作るといふことでありまして、いま一つは、又更に今度産業部門別に割當てられた枠の中で、その業界の中で、どの会社、どの工場に

幾ら割当てるか、そういう工場別、或いは会社別の資材の割当はこれは一概には申上げられませんが、団体にその資格があるというような場合におきましては、原則としてこの事業者団体に自主的に任じたらどうかということでありまして、ただこの場合におきましても、官庁は手放しにするというわけには参りますまいから、併しそれにしまして、官庁がただこれをオーソライズするため承認し、或いは更に監督するという程度に止めてもらいたいということであります。今の場合には、資材の割当を例に引きましたが、特に価格統制について申しますと、今度の場合は戦時統制の場合とは違ひまして、国際市場との繋がりを保ちながら行わなければならないという事情もああります。又価格差補給金が非常に多くなるという財政上の事情もありまして、これまでのように原価計算方式による恣制度を全面的に実施するということとは極めて困難かと思つてあります。物によりましては、いわゆる協定価格を認めたほうが便利である場合もありはしないかと思つてあります。が、併しなからこのような自主統制を行つためには、独禁法や事業者団体法の改正、或いはそれができれば臨時的な適用除外の措置が必要となつて来るのであります。事業者団体法は、大体先ほども工藤さんからお話がございしましたが、事業者団体法というものはアンチ・トラスト・ローの本家本元のアメリカは勿論のこと、日本と同じような事情の下にあります西ドイツにもない、いわば世界に例のない、世界に二つとない日本独自の法律であります。この法律が制定されるときに、

これは私は獨禁法に轉をかけて行進きであることを繰返し／＼国会にも申上げて陳情いたしました次第であります。が、微力及ばず遂に今日に至つたことは誠に遺憾とするところであります。が、幸いにしてこの法律の改正についてはいろいろ／＼国会のほうでも取上げられておるようであります。が、私どもとしては經濟民主化のために獨禁法さえあればそれでもう十二分である。従いましてむしろ団体法は全面的にこれを廢止してしまふことを希望いたします。次第であります。若し廢止がむずかしいといふことであれば、せめてこれを獨禁法の線にまで緩和してもらいたたいと望んであります。詳しいことは、この日産協が海運会社或いは海運団体の要望を取りまとめて經濟資料として印刷したものを差上げておりますので、それを見て頂きたいと思ひます。が、極く要略申上げたしたいと思います。

この団体法の根本理念というものは、大體公正な確保或いは私的獨占の禁止といふ獨禁法の根本理念と全く同じものであります。が、この点につきましては本來取締らなければならぬような不届きな事項はすべてもう獨禁法でむしろ十分以上十二分に取締つておるのでありますから、その上更に団体法というやうなものを別個に制定する必要はなかつたと思つております。

勿論団体法の中には獨禁法で禁止してないいろいろ／＼な事項が禁止事項にこま／＼書き上げられております。それをよく／＼讀んで見ますといふと、それ自体は何も弊害のあることではななく、單にそれが行過ぎになるときは、私的獨占到導く虞れがあるといふ予防

す。冷静な考えからいたしたすべし、もと／＼初めから取締る必要のないものばかりであります。単にひよつとすると弊害を伴う危険がある、そういう必配がある。そういう行為を一々全部取締つていたのでは、極端にいいますと殆んど我々の日常の行為そのものを大体取締らなければならぬというやうな憂な結果になりはしないか。こういうふうに私もは考える次第であります。法律というものは自由を原則として、明瞭な違反行為のある場合にこれを取締ればよいものであつて、不当にこの産業活動の自由を制限するということは差控えるべきものであると我々は考ふる次第であります。なぜ一体そういうやうな法律が、行過ぎた法律が、団体法というやうなものができたかというのを今過去を振り返つて見ますと、終戦後に経済民主化の線に沿ひまして、各種の統制団体が解散されたり、或いは閉鎖機関に指定されたりいたしまして、その後でできた産業団体がどうしていいか迷つたあげく、各方面に伺ひに出まして、差支えない団体活動の基準を示してもらいたいということから、単に団体というものは大体こういうことをすればいいのだという、そういう啓蒙的な意味からこさえてゐられたものが、何だかんだいつてゐるうちに遂に法律という形にでつち上げられたものであります。本来法律の形をとる必要のないものであります。従いましてこういう結果になつたことにつきましては、これは自主的に自分にか判断で行動しなければならぬにもかかわらず、權威に頼つたという業界自身にも一半の責任があると思うのです。

が、いずれにいたしましても法律による必要のないものが法律になつておるといふのが団体法に関する私の感想であります。このような団体法はその成立に至るまでの経緯に顧みずして、又法律とする必要のなかつたものであります。次にこれを内容の点から検討して見ます。殆んど独禁法と重複しておりますので、独立の法律にする必要がなかつたのであります。このことは先ほどの団体法の布かれておる国がないという上からしても明瞭であります。大体こういうような意味から私は団体法そのものを完全に廃止することを希望するものであります。それが不可能であるというならば、先ほど申し上げたように、これを独禁法の線まで緩和して頂きたいというふうに考える次第であります。ただ具體的にそれではどの条文をどういうふうに変更するかということにつきましては、お手許に差上げました資料で詳細にその理由を、どこをどう改正して欲しいということと、それからその理由を詳細に説明してございますので、私はここで一々の条文について説明を申し上げることを差控えたいと思ひます。

○委員長(深川肇左エ門君) 次に岡村さんどうぞ。

○参考人(岡村武君) 本日は独禁法並びに事業者団体法の二つの法律につきまして、業界の代表といたしまして私どもお招きを頂きましたこと、意見を申し上げる機会を頂きましたことを誠に有難く御礼を申し上げます。存ずる次第であります。

只今の工藤さん並びに仲矢さんの御意見は、二つの代表的な総合団体の御意見でございまして、私ども全く全面的にこれに同調をする次第でござい

ます。而もこの問題はかねがねこの二つの団体を主にいたしまして、業界の代表者が集まりまして仔細に検討を尽したその総合の結果でございまして、只今お述べになりました御意見は、あらゆる業界を通ずる共通の極めて熾烈なる要望であつたとおとを願つてよろしいのだと思つております。従つてさうな点につきましては重ねて私から申し上げる必要もないかと存じます。が、いずれにいたしましてもこの事業者団体法の立法経過を見ますと、いわゆる戦時中の統制団体を除去するという点にその主眼があつたことは明瞭でございまして、従つて戦時中の経済団体の過去の性格が統制の補助と業界の組織化とにあつたために、当局がその幻想に惑わされた結果、アメリカは勿論のこと、イギリスにもフランスにもドイツにもないという極めて特異な性格を持つたものができ上つたものでござい

ます。この法律は先ほどからお述べになつておりますように、その所期の目的は今日の段階においては一応達成したものといたしまして、大幅の改正をなさるか、或いはいささか停止すべきものであるという結論は、恐らくあらゆる業界を通ずる意見であらうかと思つております。特に強調いたしたいのは、輸出貿易についてアメリカではウェッブ・ボメリン法が制定されて、アンチ・トラスト法の適用を免除して、アンチ・欧州では最近、鉄鋼について申しました、鉄鋼シンジケートが結成されたような事情もございまして、これらの諸点を鑑みまして、我が国においてもアメリカのウェッブ・ボメリン法のよ

うな法律が一日も早く制定せられるというところが極めて望ましいのであります。自由を基調といたしましてアメリカの民主的な経済政策の流れにおきましても、一九三三年のNIRA、つまりナショナル・インダストリーズ・リカヴァリー・アクト、この制定された前後の事情等は非常に私どもの以て他山の石とすべきものだと思つております。これは明瞭にカルテルの助長政策でございまして、後に遺憾とされましたけれども、とにかくある。これは命脈を保つて当時のアメリカの経済界の危急を救う役目を担当果して参つたという事実は否むべからざるところであらうかと思つてあります。尤もこの点につきましては、只今のアメリカの一般の考え方、これは似たような考え方をとることは面白くないというふうな考え方でございます。先般私がアメリカでこの問題について特に連邦商業委員会、或いは司法省まで参りましていろいろと意見を尋ねたのでございまして、こういう考え方を今の日本の経済界に与えることは我々としてはとらない、又ウェッブ・ボメリン法の適用になる団体もどちらかと言へば減少しておる、そういうふうな角度から日本の経済界の組織化を考えると、これは、これはやめたほうがいいだらうと、こうはつきり申し上げたのでござい

ます。これはまあ時の流れであり、政策の変遷でございまして、これを参考にいたしますことは一向差支えないかと思つてござい

ます。この法律の個々の細部の点に亘りましての意見は、只今のお二人の御意見でことごとく尽きておりますので、それを繰返す煩を避けたいと思ひますが、私どもは業

種別の団体でございまして、現実の問題としてこの法律が如何に不都合な事態を招来したかという二、三の例証を申し上げまして、御参考に供したいと存ずるのでござい

ます。第一に屑鉄の問題でございするが、御承知の通り屑鉄は非常に大幅の値上りをいたしました。最近一万二千円の(注)が制定されたのでござい

ます。第二の例といたしまして、屑鉄の不足を緩和いたしましたために酸素製鋼という新しい製鋼法が研究され、現に実施の段階に入つておるのでござい

ます。第三の例といたしましては、製鉄の輸入に關しまして、教社共同しなければうまく行かんという場合が多々ござい

ます。御承知の通り鉄鉱石にいたしましても、原料用の石炭にいたしましても、或いはマンガン鉄等にいたしましてもその所要いたします製造業者は僅かに教社でございまして、その用途は限定をされてほかに使ひようもない

若し共同をして買入れるということが許されま

ます。御承知の通り鉄鉱石にいたしましても、原料用の石炭にいたしましても、或いはマンガン鉄等にいたしましてもその所要いたします製造業者は僅かに教社でございまして、その用途は限定をされてほかに使ひようもない

若し共同をして買入れるということが許されま

ます。御承知の通り鉄鉱石にいたしましても、原料用の石炭にいたしましても、或いはマンガン鉄等にいたしましてもその所要いたします製造業者は僅かに教社でございまして、その用途は限定をされてほかに使ひようもない

若し共同をして買入れるということが許されま

ます。御承知の通り鉄鉱石にいたしましても、原料用の石炭にいたしましても、或いはマンガン鉄等にいたしましてもその所要いたします製造業者は僅かに教社でございまして、その用途は限定をされてほかに使ひようもない

若し共同をして買入れるということが許されま

ます。御承知の通り鉄鉱石にいたしましても、原料用の石炭にいたしましても、或いはマンガン鉄等にいたしましてもその所要いたします製造業者は僅かに教社でございまして、その用途は限定をされてほかに使ひようもない

若し共同をして買入れるということが許されま

きまして非常に都合よく参るのではないかとと思われるのでございますが、これ又法律の建前から申しますと、第五條第十三号を以て律せられることに相成るのでございます。殊に極く少量の需要者が集まつて共同工業をいたします必要が緊切に認められるのでございますが、つまりこれは一つの船をチャーターいたしましたしてそれに積合せて持つて来るというふうな場合に、そういう共同の操作が許されませんと非常に不都合が起るということでは自明の理であらうと存せられるのでございます。その他輸入の面におきましてもこの法律の制約が非常に日本全体の福祉、鉄鉱石自体に見ましても、その間における市場の獲得等に妨げをなしておるということは他の産業と全く同じでございまして、かような極めて少い、二、三の僅かな例から見ましても、この事業者団体が現在の段階におきましては必要のない、或いはむしろ害をなす存在であるということとは明瞭であるかと存せられるのでございます。

何とぞ業界のかような希望が達成できますよう御研究を願ひしまして、一日も早くさうな目的達成のために努力添えを頂きたいと思ふ次第でございます。

○委員長(深川肇左門君) 次に能勢さんからどうぞ。

○参考人(能勢昌雄君) 私デパートメント・ストア協会の能勢でございます。本日はお招きを受けました趣旨の独禁法並びに事業者団体の改正に対する意見につきましては総合団体の日産協の仲矢さんからお話がございますように、私もその参加団体とい

たしまして同氏の意見に總体的に同調をする次第でございます。ただ私のほうは今お話がありました、私のほうも業種別の団体でございますので、時間の関係上、独禁法の補正法としての事業者団体の改廃の問題、或いは事業者団体の法のうちの禁止事項、並びに許容事項に対する總体的な考え方、或いは各条についての意見というふうなものは省略いたしまして、特に商業に關係いたしております私のもの団体として直接關係のある問題を二、三取上げてまして、御参考に供したいと思ひます。独禁法につきましては先ほどもお話をいたしましたように、定義が非常に窮屈になつておりますが、一定の取引分野におきまして実質的に影響のない業態は含まれないものとするということは第二條の第一項に附加を願ひたいと思つてございまして、そのわけは第二條の第一項と申しますのは、売手の競争の問題であります、同一需要者に対するところの問題であります。御承知の通り我々業者といたしましては地方に支店を持ち、或いは又同一業種のもの、例えば東京と大阪或いは名古屋、九州というふうにございまして、その需要者という解釈を非常に厳格にいたしまして、少数のものでも同一の需要者であるというふうな考えをもちまして、非常に窮屈なことになるやうな例、例えば一人のお客様が大阪でも買物をする、或いは大阪の甲なる百貨店でも買物をする、又東京の乙なる百貨店でも買物をする、そういうことがやはり競争の状態にあるものであるというふうな断定されますならば、その競争の規定のすべてを適用

されることになりまして、実質的に影響のない業態は含まないというふうな御解釈を附加せられんことを希望する次第であります。事業者団体の法につきましましては、事業者団体の第二條の事業者団体の定義から事業者の共同企業組織を除外せられたいということでは先ほどお話がございましたが、極く小部分の共同行為をするという場合もあり、或いは独占的でもなく又公共の利益にも反しないという場合、これは我々のほうの問題でもありませんが、一例を挙げれば豆腐屋が豆を仕入れる場合に、共同で豆を仕入れるということがコストも安くつき、消費者にも便益であるという場合にすらやはり組合を作るといふことをそのことが事業者団体とみなされていく、制約を受けるといふことになる、又不経済を強いるということになると思つております。それはそういう組合或いは会社は事業者としてその行為が独禁法に觸れる場合には独禁法の規定によりまして懲罰を受けるわけでありまして、ただ事業者団体としてみないやうにしてもらいたいと思つております。

次に第三條の第一号に「但し、政府の求めによりこれに関する資料を提出することとはこの限りでない」という文字を附加せられたいのです。現行法規は非常に極端に解しやすいためでありまして、我々が資料を政府の求めに基きまして出す場合もやはり禁止事項に觸れるというふうな解釈されることは非常に活動の上において、又政府御当局としても不便な点があると思つております。資料を提出することはこの限りでないといふことをはつきり明確にお願ひしたいと思つております。

次に第五條の第八号の中の但書に「但し、注意又は勧告は制限若しくはその着手に含まれない」といふことを附加せられたいのであります。事業者の機能、活動を制約するといふことはもとよりいけないことではありまして、事業者団体を単なる構成事業者のサービス機関にとどめて置かないで、事業者の陥らんとする弊を防止して、事業者全体の向上を図るために、かかる行動につきましましては、団体が注意又は勧告をなし得ることとして、行為は制限の着手に含まれないことを明確にされたのであります。これは現実の問題といたしまして、最近物価騰貴であるとか、或いは過当サービスであるとか、或いは互いに気を付けて營業して参りたいと思つておりまして、もともと一堂に皆を集めてさういふ勧告をするというやうなことも事業者団体の法に觸れるのではないかと、或いは懸念を持つております。この条文の中にあります宣伝啓発という中にそれをいれて、さうして差支えないではないかと、或いは一応考えられますが、業者全体でなく、特定の店に對し、ましては私も勧告をするという程度は差支えない、これは公共の利益のためである、又経済のために必要といふやうな解釈を以ちまして、こゝういふ意味を可決されたいと思つております。この点を希望する次第であります。

の日の朝広告を見るとか、或いはそういう計画があるといふことを直前に知りまして、さういふことはしないほうがいいんじゃないかといふやうな勧告をこちらは、決して活動を禁止するといふ意味ではありませんが、勧告をするといふ程度くらいのものでないといふことは、全般的に弊害があつて益がないのではないかと、こう考へる次第であります。

○その次にお願ひしたいことは、統制物資又は放出物資等につきましましては、第五條第十二号、第十四号、第十五号を適用しないといふことをはつきりして頂きたいと思つております。この放出物資或いは統制物資等につきましてはそのものが自由競争で売れるものではないのでありますけれども、只今のところによりまして、やはり我々はそのものにつきまして非常に取扱の上で困難を感じるばかりでなく、当局としましては同一行為を各事業者に承服せしめることは、非常に時間的にも、経費の上にも多大の犠牲を払います、延いては事業者が無用の費用を負担させるということになりますので、この条規の例外を認めて、事業者団体として構成事業者に代つて契約をしたり、取扱に要する資金の立替、集金等をなし得ることを明確にして頂きたい、こゝう考へるのであります。大体特に私どもの業者として申し上げたい点はこのやうなことであります。

○委員長(深川肇左門君) いろ／＼有難うございました。次に、通産省においては事業者団体法に關してすでに相當な研究を積んでおられることを聞いておりますので、今述べられました参考人の御意見をも

聞かれました上に通産省側としての御見解をお述べ願いたいと思ひます。

○政府委員(青藤新八君) 言うまでもなく日本の経済は民間団体の強力な協力を得て今日まで発達して参つたのであります。然るにたゞ／＼三年前この事業者団体が発令されて、おおよそ組合設立の目的である内容が全部骨抜きになつてしまつた、そしてそれがためにこの通産省の経済面に對する諸施策に對して重大な影響を及ぼして参つておるのであります。かるが故に機会がありますれば、これを廃止或いは大幅に修正したいといふ念願を持つておるのでありますが、今日までその時機を得なかつたのであります。然るに昨年の朝鮮事態を契機といたしまして、日本の経済の様相が根本的に變つて参つた、而も運営のよろしきを得ますれば、この機会に多年の要望である経済自立が完全な目的を達し得るであらう。そしてそれがためにはやはり経験とその業界における高い識見を持つておる業者の御協力を得ることが最も効果的である。かような見解の下にその後検討して参つたのであります。御承知の通りこの主管庁は安本であります。安定本部におきましてもしば／＼この問題について御検討なさつておるといふことを承わつております。又通産省との間にもしば／＼意見の交換をいたしたのであります。只今参考人の公述を詳細に承わります。大体において通産省の考えておること同一であります。従つてこれを詳細に申述べることは却つて煩になるかと考えますから省きますが、最も大きなものはこの事業者団体法で申しますれば、第二条の一項中

の「営利を目的としない」とを問はず、「これを削除をしよう。そしてその同項に但書を次のごとく加える。」「但し二以上の事業者が株主若しくは社員である会社又は二以上の事業者を組合員とする組合若しくは契約による二以上の事業者の結合体であつて営利を主たる目的とするものについては、この限りでない。」といふ但書をつけた。

更に第二条の第一項中の第一号中の「株主又は」及び「会社」とあるのをこれを削つてしまひたい。それから四号を、これを一応削除する。これは先ほども工藤さんの御意見にあつたかと思ひます。ただこゝういふに代案を作つたらどうか。第四号、「事業者団体は、構成事業者の共通の利益を増進するため、第五号第一項各号の規定によりしてはならない」とされてゐる行為を除き、左の各号に掲げる活動その他の行為をすることが出来る。こゝういふに第四号を一応削除して、こゝういふ新しい案を作つたらどうか。それから第五号第一項第二号に次の但書を加える。「但し国際取引又は国内取引の一定の分野における競争に對する当該協定又は契約の影響が問題とする程度に至らないものである場合には、この限りでない。」又第五号第一項第三号中「若しくは拘束する虞があり、」を削つて、「統制し、若しくは統制する虞がある」と統制する」といふことに改めたい。それから第五号第一項四号を次のように改めた。

「将来の対価、将来の販売条件若しくは顧客の分類に關する情報の流布その他の方法により、不当に對価を統制し、又は決定し、その他對価に著しい影響を与えるための行為をすること。」

かようにこの五条の一項の四号を改めた。それから第五号の一項の六号を次のように改めたい。「特定の事業者を排斥するための表の配布、特定の事業者の事業内容、経理若しくは信用の狀態に誤り伝える情報の流布その他の方法により、特定の事業者に不利益を与えること。」それから第五号の一項の第九から十二までを一併削除したい。それから第五号一項九号として次の一号を加える。「資金の貸付又は特許権若しくは特許に關する権利の所有若しくは支配その他の方法により特定の事業者の事業活動を不当に拘束すること。」他にまだ小さいところがあるが、大体主眼点は最小限度においてこゝういふところまでは改正したい。かように強く実は希望いたしました。主管官庁であります安本に對して早急にこの目的を達成するよう努力されたい旨を実は要請して参つておるのであります。先ほども申し上げたごとく、各参考人の公述とは大体において通産省の意見は一致しておると考へておるのであります。同時にこの独占禁法に對するところの能勢さんの御意見等、又全く同感であります。こゝういふに改正できますれば非常に結構だといふふうに考へております。

以上であります。

○委員長(深川榮左門君) 委員のかたに申し上げますが、御質問のおありのかたは御発言をお願いいたします。参事までで只今政府側として出席されておられる人員を御報告申し上げます。公正取引委員会の総務部長内田君、通産省の企画局の次長の斎藤君が見えてお

ります。それから安本産業局の産業政策課の井土君が見えております。それから政務次官がお見えになつておりますから御意見のおありのかたは御発表願ひます。

○政府委員(青藤新八君) 私は先ほど答弁中に主管庁を安定本部と申しましたが、これは公正取引委員会の誤りでございまして一応訂正いたします。

○加藤正人君 この法律は今まで皆さんのおつしやつた通りでありまして、この法律の制定されましたときには、日本の経済を民主化して自由公正な取引を行はしめる、それがためには消費者の利益を考へて生産者の利益などとは多く問はず、又経営がうまく行くかどうかといふようなことも余り考えられなかつたのであります。だん／＼時勢が變りまして、今日では關係方面でも日本の経済自立といふことについて非常に熱心に助力をして頂いておる今日であつて、かような法律が残つておりますことは、自主統制の面においても非常に支障になりますので、一日も早く大幅に……、各条項検討して見ますと、どれもこれも今日の自主経済確立に皆邪魔になるものばかりであります。殆んど全部がそうと言つていくらいであります。まあ理想としては全然この法律を廃棄するといふことであると思ひます。併しこれは私の理想でありまして、止むを得ざる場合におきましても、今通産次官の言われたのを最小限度として、できれば参考人皆さんのおつしやつた程度までは是非ともこの改正を實現したい。それにつきましては通産省のほうからは是非この公正取引委員会のほうに對して強力にこの上もこの問題を強調して頂きたい、私は

かように考へます。もう一々こゝで各条項について申上げる必要を認めない全部いかん、これは……、そういうことを言つておる時間がないです。誠に悪法です。二、三日前にも私は臍の緒だと言ひましたけれども、これは臍でなく盲腸みたいなもので、一日も早く切取る必要がある、かように考へております。

○委員長(深川榮左門君) ほかに御発言ありませんか。

○境野清雄君 今加藤委員からお話があつた通り事業者団体法並びに独占禁法というものは、これは我々が公述人の皆さんの御意見を聞かなくも大体わかつておる問題ですが、ただこのもの自体に對して政府自身がどういふふうなお考えを持つておられるのか、或いはどんな見通しでおられるのか、その点差支えない範圍において一つ通産次官からお話願ひたいと思ひます。

○政府委員(青藤新八君) この問題につきましては、主管庁の公正取引委員会の担当者が出席しておりますから、詳細な御回答があるかと思ひますが、我々の今日まで承わつております段階におきましては、総理の当初における言明もありまして、どうしても経済自立達成のために、この最も大きな障害となつておる独占禁法並びに事業者団体法、これを大幅に修正する必要があるといふことで、通産省におきまして、又安本におきまして、多分公正取引委員会を通じて關係筋に交渉をしたと考へておるのであります。但しその後承わるところによりまして、どうしてもこの独占禁法並びに事業者団体法の修正は困難だ。従つて止むなく臨時物

資需給調整法を一部だけ修正するに止まるのはかたがたのことと承わつておるが、非常に遺憾に考へておるのではありません。先ほど物資調整法の中で物資調整協議会を作る。これはせめてもの、このくらいでも作つて置けば多少でも役に立ちませんかという程度にまあ過ぎないのではないかと、ふうに考へられておるのであります。非常に現在の日本経済にマツチしない法律が、このまま残るといふことは遺憾に思ひますが、私の今日まで承わつた経過は以上申上げた通りであります。なお公正取引委員会の担当者が見えておりますから、総体に御報告があると思ひます。

○境野清雄君 只今の次官の御説明は大體我々が承知しておる範圍でありまして、多分そういうような問題だらうと思つていました。又これにはなかなかデリケートな問題があると思つたのであります。ただそういう場合に、今の臨時物資需給調整法を一部改正する、或いは臨時物資需給調整法に対する審議会を設けるといふようなお話ですが、又審議会そのものの運行が従来のような形ではこれは又何にもならんので、その審議会に対する構想なり、或いは通産省として、こんなふうにして人員を構成するといふような、腹案でもありなつてゐる、お差支えなかつたらお話したいと思つたのですが……

ないか、というようなことも承わつておるのではありませんが、幸い主管庁から担当者が見えておりますから御回答願つたらいと思ひます。

○説明員(井土武久君) お答え申上げます。今回の臨時物資需給調整法の改正によりまして、第二条において物資需給調整協議会を設けたわけでございまして、この委員の人数につきましては、法律においては政令に、組織、所掌事務、その運営につきましては政令に委ねておるわけでございまして、只今政令につきましては検討中でありまして、まだ決定いたしておりませんが、大體の構想といたしましては、委員は約二十名以内で、学識経験者の中から経済安定本部の總裁が任命するように考へております。委員といたしましては学識経験者は、一般の産業界及び学界並びに消費者等から最も公平にこの法律について経済安定本部總裁に意見を申述べられる人を選ばず定めてございまして、現在その人選については考慮中でございます。

○境野清雄君 今のお話で大體わかりましたが、いつも政府が作る審議会や何かといふものは、看板は大変いいのですけれども、実質がいつも不足し、安本長官が来ておられなければ私のほうからもう一つ突つ込んだ質問をしても無駄ですから、一つ通産省としても直接自分のほうの管轄下でなくとも、これは非常に通産省に重大な関連性のあるもので、たま／＼政務次官もおられるので、政務次官も審議して頂いて、安本長官にもその実体を把握するよう御交渉なり、何なりして頂いて、一つうまく運行して行くように通産次官にお願ひをしたいと思います。

○政府委員(實藤新八君) 境野委員の御趣旨は全く同感でありますので、通産省といたしましては意のあるところを安本長官に申達いたしまして御希望に副うように努力いたしたいと思ひます。

○加藤正人君 今の学識経験者を安本長官から指定するといふようなお話ですが、これは例へば経団連とか、関西経済連合会といふような経済団体に人選を委託するといふような方法をとつたほうがいいのじやないか。なか／＼学識経験者と言つても、今までの審議会を見ますと、どうも我々の満足せんような人が多い。これは経済団体にその選出を委任したほうが妥当な人選ができる、このように思ひますから、機会がありましたら、そのことを申し伝え願ひたい。

○政府委員(實藤新八君) 御意向を尊重いたしたいと思ひますが、ただ御承知の通り昨年末でありましたが、かような委員の構成員に対する非常な大規模な実地制約の通知が参つておるのであります。これらの命令と若干矛盾を来たしはせんかといふような考へがあるものであります。併し得る限り御趣旨を体したいと、かように考へております。

○委員(深川榮左門君) それでは只今の問題はここで打切ります。

○委員(深川榮左門君) それでは御異議ないものと認めます。これより討論に入りませう。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べをお願いいたします。別に御発言ございせんか。

○委員(深川榮左門君) 別に御意見もないようでございますから、討論は終局したものと認めて、御異議ございませんか。

○委員(深川榮左門君) 異議なしと認めます。それではこれより採択に入ります。輸出品取締法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手をお願いいたします。

○委員(深川榮左門君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお本会議における報告の件は例によつて委員長に御一任をお願いいたします。

○加藤正人君 ちよつとその問題とは離れておりますが、昨日資産再評価の問題について盛んに参考人や何かでこゝで熱心に討論してございまして、我々の討論中にすでに隣りでは大蔵委員会で決定を見たといふことは、それも知らずに三十分間も参考人と議論しておるといふことは余り気の毒過ぎると思ふ。これらについては何らか今後大蔵委員会なり、何なり、その主管の委員会との連絡をもう少し置いて頂きたい、このように私はお願いいたします。

○委員(深川榮左門君) さように今後取計いたします。昨日は折角参考人も見えておりましたので、一応御意見を承わつておりましたが、今後注意いたします。

○委員(深川榮左門君) それでは次に地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、日用品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件、これにつきましては大體質疑は終了しておるよう存じます。質疑は終了したものととして、御異議ございませんか。

○委員(深川榮左門君) 御異議なしと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べをお願いいたします。他に御発言はございせんか。

○政府委員(實藤新八君) この物資需給調整法は御承知の通り、安本が主管庁でありまして、この委員会の性格、その他も従来の協議会とは若干変つたものでありまして、物資を對象とするのでなくして、物調法の、そのものの運営等に対する審議を主とするのじやないか、というようなことも承わつておるのではありませんが、幸い主管庁から担当者が見えておりますから御回答願つたらいと思ひます。

○説明員(井土武久君) お答え申上げます。今回の臨時物資需給調整法の改正によりまして、第二条において物資需給調整協議会を設けたわけでございまして、この委員の人数につきましては、法律においては政令に、組織、所掌事務、その運営につきましては政令に委ねておるわけでございまして、只今政令につきましては検討中でありまして、まだ決定いたしておりませんが、大體の構想といたしましては、委員は約二十名以内で、学識経験者の中から経済安定本部の總裁が任命するように考へております。委員といたしましては学識経験者は、一般の産業界及び学界並びに消費者等から最も公平にこの法律について経済安定本部總裁に意見を申述べられる人を選ばず定めてございまして、現在その人選については考慮中でございます。

○境野清雄君 今のお話で大體わかりましたが、いつも政府が作る審議会や何かといふものは、看板は大変いいのですけれども、実質がいつも不足し、安本長官が来ておられなければ私のほうからもう一つ突つ込んだ質問をしても無駄ですから、一つ通産省としても直接自分のほうの管轄下でなくとも、これは非常に通産省に重大な関連性のあるもので、たま／＼政務次官もおられるので、政務次官も審議して頂いて、安本長官にもその実体を把握するよう御交渉なり、何なりして頂いて、一つうまく運行して行くように通産次官にお願ひをしたいと思います。

○委員(深川榮左門君) 次に輸出品取締法の一部を改正する法律案を議題に供したいと思ひます。この法律案につきましては昨日までに殆んど質疑が終了したと思ひますが、質疑は終了したものと認めてよろしうございませうか。

○委員(深川榮左門君) 別に御意見もないようでございますから、討論は終局したものと認めて採決に入ります。地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、日用品検査所の出張所の

の設置に關し承認を求めの件について採決いたします。本件を原案通り承認をすることに賛成のかたは挙手をお願いいたします。

〔議員挙手〕

○委員長(深川榮左門君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り承認すべきものと決定いたしました。

なお本會議における報告の件は例によりまして委員長に御一任下さいますようお願いいたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(深川榮左門君) それでは御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

古池 信三 廣瀬興兵衛
栗山 良夫 結城 安次
上原 正吉 小野 義夫
小松 正雄 椿 繁夫
加藤 正人 山川 良一
駒井 藤平 西田 隆男
境野 清雄

○委員長(深川榮左門君) 次に熱管理法案を議題といたします。

○西田隆男君 この前の委員会で、余りにつくりした結論が得られなかつたので、今日もう一回まとめて質問したいと思ひます。今までの委員会でたびたび質疑されたことであるかわかりませんが、重ねて一つ御答弁を頂きたいと思ひます。

先ずその第一は、第三条の第二項「通商産業大臣は、予算の範囲内において、」と条文が書いてありますが、その予算はどれくらい大體計上してありますか、それを先ず……。

○衆議院議員(中村純一君) 只今お尋ねの点でございますが、予算といひましては、来年度中央関係の費用といひまして三百三十五万円、地方関係といひまして四百九十九万円が計上されておるのでございます。

○西田隆男君 中央関係の三百三十五万円並びに地方関係の四百九十九万円と申しますのは、地方の何がこれは使うのですか、監督官の費用が何かになつておりますか。

○衆議院議員(中村純一君) 地方関係と申しますのは、各通産局におきまして関係の役人の給与なり或いは事務費等でございます。中央も又同様のものがございます。

○西田隆男君 これは人件費だけで

○衆議院議員(中村純一君) 人件費及び事務費、出張費、指導費等でございます。

○西田隆男君 経費の問題は又あとで御質問いたしますが、今度は第四条の条文の一番おしまひのほうに、「鉱工業品単位当りの目標となるべき燃料又は熱の使用量を公表する」と云うふうな前に「熱管理の実施上の目標を明らかにするため必要がある」と云々といふことも書いてありますが、目標に到達するために何か四条件ではつきりしないのですか、強制するといふ考え方があるのですか。或いは目標に達するために設備の改善命令を出すとか、別の改善を強要するといふようなことをやるのか、或いは熱源、例えば石炭なんかの使用についてまでも干渉するの、この点を明らかにして頂きたい。

○衆議院議員(中村純一君) 只今の点は熱管理がうまく行きます場合におきまして、この程度の単位であるのが適当であるという目標を公表するのでございまして、それに対して匡正をするとか或いは干渉をするとかということとは考えておらないのでございまして。むしろそれに対して、それに達成するように援助したり、指導したり、そうしてみんながい目標に到達するようにとか、かように考えておる次第であります。

○西田隆男君 この第四条の問題をお聞きしたのは、この前お開した熱管理者の意見を尊重しなければならぬといふことと非常に重大な関連性があると思ふからであります。それは今御答弁を頂いたように、指導するということですが、指導される面において当然熱管理者にそういう問題が提供され、熱管理者が指導するということになると思ふのですが、そうされた場合に、この熱管理者は、結局ただ石炭の消費の方法等によつての目標が達成されるならばいいと思ふのですが、この問題に關連して設備の改善をしなければならぬとか何と云う問題が当然起きると思ふのです。そういうした場合に、熱管理者に対して監督官庁のほうからそういうことを強要されるような意見が若し述べられた場合は、熱管理者は当然その工場をどうしようか設備の改善等、経営者に対して恐らくこれも強硬な意見を述べるであらうと思ふのです。その場合に、この「熱管理者の意見を尊重しなければならぬ」という規定があれば、これは字句的には決して強制規定でもなければ何でもない、道徳規定のように書いてあ

りますけれども、指定工場の経営者といふものは熱管理者の意見を十分尊重して設備の改善を早急に行わなければならぬという羽目に当然私は陥ると、又その場合に熱管理者の意見を尊重して聞くといふことにならなければ、この熱管理法の目的は達成できないと、こういうふうな考えますので、この前も申しましたように、熱管理者の意見を尊重しなければならぬといふ規定は少し行き過ぎではないかと、こう私考するのですが、これに対して中村さんはどういふふうにお考えになつておるのですか。

○衆議院議員(中村純一君) 只今の御意見、一応御尤ものように考えられるのでございまして、もとくこの法律は事業主を対象として根本的に私どもが考えておる次第でございまして、第三条におきましても、事業主というものを対象として考えておる次第でございまして、従ひまして、熱管理士というものは、事業主の無熟使用人として、専門の技術家が専門の技術の面において事業主を援助して行くという立場においてこの熱管理士といふものを考へておる次第なのでございまして。そこでこの熱管理士の意見を尊重するということとございまして、これは全く何と申しますか、文字通り、折角まあ國家試験までして通つた熱管理士といふものを置きまして、専門的な技術的なその工場の熱の管理に當らせる。これは併しなから、単にその工場の機能の一部である熱の面だけが百点を取ればいいわけではないのであります。やはり工場全体の運営とのバランスにおいて、その成績を挙げて行きたいという趣旨には

かならないのであります。従ひましてこの、熱管理者の意見を尊重するといふことを申しますのも、どの程度まで尊重したかどうかといふことは、多分にこれは主観的な要素が混入問題なのでございまして、その結果として、無論工場主におきまして可能な限度における熱管理施設の改善等につきましては、それは官庁としても忠告をいたす場合もございまして、又智慧を貸す場合もございまして、そういう場合に、ただ熱管理者だけをつかまえて、工場の事業主の全体としての経営の面は顧みないで、ただこれをけしかけて猛烈にやらせるといふようなことは毛頭考えておらない次第でございまして、その辺のところはまあ御心配頂くようなことには相成らないと思へておるのでございまして。

○西田隆男君 あなたが熱管理者になられるならば、私安心いたしますのですが、熱管理者になられる人が必ずしも中村さんのような御良識のあるかたではないと考へます。従つて、若しこういう字句の表現をどうしても使わなければならぬといふことになる、これは却つて反対に事業主に対して熱管理者は意見を述べなければならぬといふような表現をお使いになるのが適當であつて、熱管理者という一つの特殊なものをここに法律の中で規定して置いて、この熱管理者に対する義務規定といふものは殆んどない。結局今あなたがおつしやつたような意味であれば、「熱管理者の意見を尊重しなければならぬ」といふ規定を作るよりも、熱管理者が熱の管理をやつていふうちに若し気付いたことがあつた場合、或いは合理化せねばならぬこと

です。

○説明員(富松四郎君) 今の問題についてお答え申し上げますが、熱管理者が

則規定をこれで設けられておりますが、私がここで基本的な問題としてお聞きしたいことは、あなたがたから御配付になつた戦後に於ける熱管理の概況、こういう熱管理課で書かれた本があります、この一番おしまいの方に、こういう意味のことが書いてある、「合理化は時機を失しては無意味である、合理的な合理化は到底望むことを得ない」という一面があります。「従つてかかる現在においては先ず従来より非常な成果を挙げたこの熱管理を法制化して国民に合理化の一方策について進むべき方向を示唆することが必要である

○衆議院議員(中村純一君) 只今罰則の点に關しましての御意見でございましてののですが、これは実は今何かの資料でございましたか、御覽になりましたかというこよりも、私といたしましては、かように考えておる次第でございします。それは成るほどの熱管理の実施によりまして、いい成績が挙げられますことは、直接には当該企業の成績に關連をいたすことでございします。いい成績が挙げれば、工場が成績が挙がつて行くことでございします。したが、私どもこの法律を立案いたしました趣旨は、無論その個々の各企業の業績を挙げて行くことは勿論

ですが……若しこの熱管理に千八百の工場に三千人以上の共產主義者だけが集まつた場合を予想されて、国家的見地から何か不安をお感じになりませんか。どううか。

○衆議院議員(中村純一君) 私も実は共產主義者が全部この熱管理者にならうとは考えておらないのでございますが、その問題につきましては、まあ對共產主義の問題につきましては、私はいかなる技術的な法律の面でも、は、むしろもつと根本的な面で考えるべきことは、措置すべきことは措置すべきものではないかと考えておる次第でございますして、御満足は行かないか

年間やつておりましたが、熱管理指定工場が、現在五百トン以上の工場が二千四百ばかりございまして、すでに熱管理士になるもの、なつておりますものは三千何人もございます。これを千トン以上上げました場合にも、もうすでに現在熱管理士を持つておるもののが殆んどございまして、ただ一小部分まだ充足していない工場があるだけに過ぎないわけでございます。

○結城安次君　続いて第六条の5です。西田委員から非常に熱心な御意見がありました。この熱管理者の意見を尊重しなければならぬということとしてあります。大休工場経営者として

ないでございまして、管理する者からいへば、いい意見を出してくれるならば、必ずや採用するにきまつておる。それを殊更に書く必要はないじやないかと思うのだが、削るお考えはありませんか。これは削つても差支えないと思うのだが、削つた場合にどういう支障を来すでしようか。

○衆議院議員(中村純一君) どうか一つ原案で御通し願えればこれに越したことはないと思います。

○結城安次君 私は今の中村君の御説明のような差支えないが、三千人もある熱管理士というものの中には、或いはいい／＼の考えの下に自己の説を

主張する者もありましうし、工場経営者としては誠に困るような場合も出て来やせんか。つまり改善の意見にも程度があります。その程度を越えて、尊重という意味は相当に取入れなければならない、或いは全部取入れなければならない、九割は取入れなければならないというふうな意味にも取れますので、これはやはり経営者に任すべきものだと思ふのだが、特に書いた意味はないのだ、熱管理者の意見はいいものは取るべきだというお考えならば、何も殊更こういふことを書く必要はないじやないか。それから附加してお伺いします、こういふ案で、その担当者の意見を尊重しなければならぬというふうな法文を入れたものは何がありますか。

○衆議院議員(中村純一君) 先ずこの尊重しなければならぬという点なんではございますが、これはたびたび申し上げましたように、文字通りの意味で書きましたので、他に隠れた意図とか何とかいふものは毛頭ないわけでございす。従いまして、この法律自体におきまして、尊重したくないかといふことに對する罰則等のものは、全然考えておりません。まあ尊重されたかどうかといふことは、通常の社会常識で決せられるものと考えておる次第でございます。それから他の立法例のお話でございますが、これと全然同じようなものは、只今のところ、私も的確に同じものといふものは見当らないのであります。やや似たものは二、三あるやに思われるのでございす。

○結城安次君 二、三あるやに思われるといふのは、どういふ点でございす。

○衆議院議員(中村純一君) 例えはこれはまあこれがそのままではまるかどうかわかりませんが、これはまあ古立法でありますけれども、なお今日まで生きています法律なんです。例えは自家用電気工作物施設規則というものがございす。この規則でははつきり電気工作物の施設者は主任技術者を先ず選任しなければならぬ。そして技術に關する事項を担任させなければならぬ。同様に特定の技術者を選定し、或いは選任した者について、これこれの事項を担任せしむべしというふうな規定は、現在なお生きておる。技術的な法律の中に同様のものが、他にも二、三ございす。そこでこれらあ解釈の問題でございす。それでこれも、この選任をして、更にこれこれの事項は必ずこの者に担任させなければならぬといふきめ方は、むしろこの尊重をせよといふきめ方よりもつとつといふように考えられるのでございす。まあ私もそれはそれで行かないで、これは社会常識の程度において尊重されたかどうかといふことの判断がまあ成り立つものではないかと考えておる次第でございす。

○西田隆男君 私はこの前の発言で、ちよつとこの前は政府委員にその問題で、電気の主任技術者と同じように考えて、条文を作つておらんかといふことを聞いたときに、そうでないといふ御回答があつたが、今中村さんの御説明を聞くと、そういう例があるのだ、それよりもつとつとさしうしたのだといふことは、むしろそういうことを考へてやつたといふので、なお更問題であると思ひます。電気の技術者と

いふものは、国家的に見て保安上必要なので、そういう厳密な規定が設けられてあるのだ、この熱管理というものは免状を与へることになっておりますけれども、資格は規定してありますけれども、これは電気の主任技術者とは全く性格を異にする技術者であつて、それとこれを比較対照して御説明になるといふことになると、なお更私は尊重しなければならぬといふ条文に對して承知ができなくなつてしまふ。

○衆議院議員(中村純一君) 政府の關係者が如何なるお話を申し上げたか実は私は前回欠席をいたしましたので、失礼をいたしましたのでございす。私の申し上げましたのは、強いてさういふものを探せとおつしやればこれに當てはまらんと思ひけれども、という前置で例を申し上げたのでございす。なお且つ只今申し上げましたように、それとこれは違ふからして、遙かに全く抽象的なものをここに書いたに過ぎない、かように申し上げただけでございす。どうぞ御了承を願ひます。

○結城安次君 先ほどお話になつた電気主任技術者、これは電気主任技術者は自分に責任があるのです。保安設備なんかの事故の場合に、この会社の設備に保安上欠けるところあれば、本人も同時に免状を取られる罰則があるから、その意見は相當に考えられなければならないけれども、これは別にさういふ本人に義務はないのでしよう。それにもかかわらずその意見を尊重しろといふのは、どうも工場経営者に対する、何だか圧迫といふ言い過ぎかも知れませんが、どうも要らんことを書いてある。できるだけ法は簡単な方がいいので、この一項を削るだけでどこ

に支障を来たすか。第六條は四項にまとめて置けば簡単であつて、短かくなるのにわざわざ長くしてむずかしくする必要はないのだが、如何ですか。どうもあなた方は極めて簡単に考へて公正に考へておられるでしようが、これを實施する場合、末端では大分困る者ができた場合に氣の毒だから私はこれを削りたい。而も熱管理士を雇う人というのは、やはり自分のところの熱管理をよくしたいといふのでやるのだから何も、或いは三千五千の人の中には一、二の例外ができるかも知れんが、そのくらいは辛抱して、かういふ誤りを来たすような条文を削つたほうがいいのじやないか。削る意思はございせんかといふと、何とかいいじやないかといふことを言われるのだが、これは僕は要らんことだと思ふが、よくお考え願ひたい。

それからこれに罰則があるので、前にも罰則を受けた人は一人もないといふことをお話ししたが、熱管理の工合が悪かつたから三万円の罰金だといふのは要らんことだと思ふのですが、如何でしようか、罰則を削つてしまつたら……。

○衆議院議員(中村純一君) それは御覽下されば御理解が行くと思ふのであります。その工場の熱管理のやり方が悪かつたからといふ罰則は一つもございせん。虚偽の報告をされたり、或いは報告しなかつたり、かような先ほど申しましたように、この法律が当該企業の利益ばかりでなく、日本の工場経営の全般のレベルを上げて行きたいといふ狙ひがありますので、それに関連いたします分野につきましては最小限度の罰則を設けたいという趣

旨でございす。決してその企業の、お前のところのやり方が悪かつたからお前のところは罰するといふことは全然ございせん。

○結城安次君 それはまさにその通りで、ただ併しその届出をせずといふのはどのくらいの期間か存じませんが、その間或いは役所に説かれると一月遅れても届出をせずといふことになる、三万円からの罰金というふうなことで、どうも罰則というふうなことは必要がないならば、これはないほうがいいのじやないか。殊に皆が今本當に石炭なんか待つてゐるときで、できるだけ活用しようといふのが工場経営者全部の考えですから、黙つておつても熱管理はやるのだから、こんな罰則は要らんじやないか。そうするとまだこの条文は減つて来るのです。いわゆる法三條式に簡單に行きたいと思ひますが、如何でしようか。

○衆議院議員(中村純一君) 黙つておつてもいいことだから、やるだらうからといふことでございすけれども、法律がそれでは要らなくなるかも知れません。……。

○結城安次君 罰則だけです。

○衆議院議員(中村純一君) それは今申しましたように全体の公益と申しますか、全体の利益に繋がると思われる制度に對する怠慢、或いは違反といふものに對して最小限度の罰則を考へてゐる次第でございす。決して全体の利益に繋がらないような問題につきましては、何らの制裁方法を考へてゐるわけではございせん。よろしく御了承願ひます。

○西田隆男君 たびたび発言するようですが、今中村さんのおつしやつたよ

うな意味合で若し罰則を作ると、むしろ熱管理を合理的にやることを促進する意味合において、熱管理者の意見の具申、或いは帳簿等を検査することに よつて、設備の改善を命じて資金まで世話してやり、そうして技術まで示して、それに違反したならば罰するとい うことが国家目的に副うゆえんである。ただやるのは何でもやつておれ、悪かつたら罰するといふのでは罰則の 濫用であつて決して善用ではない。私 は罰則についてそう考へてゐる。それ で今最後の文章を読んだのですが、い いことであつて、強制せなければなら ぬといふふうな考へ方での罰則を考へ られませんか、そういうことである と、この法律案はなか／＼審議はむず かしくなるといふことを申上げたの で、そこまで行かなければ意味はなさ ンと思ふ。

○衆議院議員(中村純一君) 罰則の趣 旨は私から申上げたところで一つ 御了承を願ひたいと思ふのでございま す。強制しなければならぬからといふ ことが、どこか資料の一部に書いてあ るようにございしますが、これは資料と してお取り捨てるを願ひたいと思ふの でございします。只今申上げたような 意味で、この日本全体の工場経営のレ ベルを上げて行くという問題に關係す る分につきましては、最小限度の罰則 を考へた次第でございします。さういふ 意味で一つ御了承願ひたいと思ひま す。

○西田隆男君 そういうことであれば なお更、合理化するときは今だ、こゝろ 書いてある。成るほど今です。これ から設備を改善しなければならぬとい う段階に、日本の熱源を使つて行かな

ければならぬという段階に日本の産業 は入つてゐる。そういう意味から言つ ても、今中村さんのおつしやること は、どうもロジックは私は合はぬと思 う。だからむしろ熱管理といふものは そういふ点を考慮されて、そういう点 が条文になつて現われて来たものでは 意味をなさぬと思ひます。

○衆議院議員(中村純一君) 実は言葉 が足りませんでございしましたが、この 法律は申上げるまでもなく極の両面を 持つてゐる次第でございします。直接に はこの熱管理の成績の向上によりまし て、その工場自身の利益に歸する問題 でございします。又間接にはそれにより まして全部の日本産業のレベルを上げ て行きたいと、こう二つの面を持つて おる次第でございします。従ひましてこ の罰則等の点につきましては後の面に 關連する部分についての考へたので ございしますが、もつと予算も取り、 金も出して熱管理の成績の向上に努力 すべしという御意見は誠に御尤もと思 うのでございします。併しながらこの面 におきましても当該企業それ自身の利 益となつて現われて来る面もありま す。その辺も考へ合せまして、 これはまあ是非そういう方向に持つて 行きたいと考へてゐる次第でございま すが、今日の現状におきましては、こ の中小企業等の方面におきましては、 中小企業向けの資金の世話なり或いは 設備の改善の世話をできるだけいたし ます。し、又何か特殊の新らしい熱効 率の利用の非常によくなるような、特 殊の新らしい機械設備ができて来た。 こゝういふ面につきましては、工業化試 験に対する補助金等の制度も今日ござ いします。で、そういう面も極力活用

いたしましてできるだけこの後方から の支援と申しますか、援助と申します か、といふものにつぎましては十分 の、できるだけのことをいたしたいと 考へてゐる次第でございします。

○結城安次君 最後の一つ私はお聞き したいのですが、先ほど中村君の御説 明、殊に又第十一條には通商産業大臣 は、設備改善に關する「事項の実施に ついて必要な勸奨をすることができ る。」とありますが、これは予算は相当 ございしますか。どのくらいあります か。政務次官にちよつとお伺ひしたい と思ひます。

○政府委員(曾根新八君) 予算は約 七、八百万円ばかりでございます。

○結城安次君 これはお伺ひをやめよ うと思つたのですが、七、八百万 円何がございします。

○衆議院議員(中村純一君) 何ができ るかとおつしやいますが、それだけの 指導に参ります経費等も無論計上いた してあります。指導いたしますること によつてその工場の施設が改善されま す。なるばこれは当然その企業の利益 となつて還元して参る次第でございま す。必ずしも全部が全部国費を以てま の改善施設の負担をしなればならぬ といふは私ども考へていないのでありま す。特殊の場合とか、或いは非常に困 つてゐる同等に對しましては、これは むしろ熱管理という特定の面からだけ でなく、中小企業の援助というやうな 全面的な面におきましてこの熱管理の 面をも加味してできるだけこの熱管理の 行きたいと、かように考へてゐる次第 であります。

管理の必要なことはこの法案自体は 成してゐると申上げておるくらいで、 これはよほど……一基の炉をこしらえ ても二百万や三百万ぐさかるので、 これは相当多くして、あなたがた金が 足らなければ銀行から保証はむずかし いですが、役所が世話をやる、そこ を改善するくらい熱意を持つて頂き たいといふことで、私は質問ありませ ん。

○委員(深川榮左門君) それでは 只今の熱管理法の審議は次回に廻す ことに御異議ございしませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員(深川榮左門君) 御異議な いと認めます。

○境野清雄君 動議を提出したいので すが、先ほど問題になりました臨時物 資需給調整法の一部を改正する法律案 の中の第二條にある物資需給調整審議 会についてその委員の選任に、広く学 識経験者を入れて、その任免について は主要経済団体の意向を徴し、以てそ の運営に民間の要望も強く反映するよ う配慮するといふ意味の申入を委員長 から経済安定委員会に急速に申入れさ れたらどうか、こゝういふ動議を提出し たいと認めます。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員(深川榮左門君) お諮りい たします。只今の境野君の動議、即ち 臨時物資需給調整審議会の構成並び に運営について本委員会の意見を委員 長より申入れることに御異議ございま せんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員(深川榮左門君) 異議ない と認めます。それではさう取計らい ます。

本日これで散会いたします。

午後四時三十七分散会

出席者は左の通り。

委員長 深川榮左門君

理事 古池 信三君

栗山 良夫君

結城 安次君

委員

上原 正吉君

小野 義夫君

小松 正雄君

椿 繁夫君

加藤 正人君

山川 良一君

駒井 藤平君

西田 隆男君

境野 清雄君

中村 純一君

衆議院議員

公正取引委員 内田 藤雄君

通商産業 首藤 新八君

政務次官 井上 春成君

事務局

常任委員 山本友太郎君

常任委員 小田橋貞壽君

常任委員 富松 四郎君

常任委員 井土 武久君

説明員

工業技術庁 友直君

経済安定本部 仲矢 虎夫君

産業局 岡村 武君

政策課 能勢 昌雄君

参考人

関西経済連合 工藤 友直君

日本産業協 日本鉄鋼連盟 岡村 武君

日本デパート メントストア 協合理事長 能勢 昌雄君

昭和二十六年四月十三日印刷

昭和二十六年四月十四日発行

参議院事務局 印刷者 印刷所